

平成18年3月6日

各位

アイフル株式会社
代表取締役社長 福田 吉 孝
(コード番号 8 5 1 5)
(上場取引所 東証第1部・大証第1部)
問い合わせ先 広報部長 香山健一
TEL 03-4503-6050(広報部)
03-4503-6100(IR室)

ストックオプション（新株予約権）の発行内容確定に関するお知らせ

アイフル株式会社（社長：福田吉孝）は、平成17年6月24日開催の当社定時株主総会で承認可決された「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」に関し、本日開催の取締役会で下記の通り新株予約権の発行内容を確定しましたのでお知らせします。

記

1. 新株予約権発行をする理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を発行する。

2. 新株予約権発行の概要

(1) 新株予約権の発行日

平成18年3月14日予定

(2) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社に在任する取締役（出向者除く）32名、および在職する使用人のうち、各社規定に基づく部、課長453名、合計485名とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式374,400株

(4) 発行する新株予約権の総数

7,488個（新株予約権1個につき普通株式50株。）

(5) 新株予約権の発行価額及びその算定理由

無償とする。

(6) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の発行日に確定する。

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(4)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引の成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）に、1.03を乗じた金額とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値（同日に終値がない場合は、その直近の日の終値とする。以下同じ。）を下回る場合は新株予約権発行日の終値とする。

なお新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使および改正前商法に基づき割られた株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（7）新株予約権の行使により株式を発行する場合の新株の発行価額中資本に組み入れる額

新株の発行価額中、資本に組み入れる額は、かかる発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果、当該組み入れる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

（8）新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日まで。

（9）新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役または従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他の正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

新株予約権の発行日以降、新株予約権の割当を受けた者が、昇進・降職・出向・帰任などにより職位が変動した場合においても、当初割られた株式数は変更しないものとする。

その他の条件は新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。

（10）新株予約権の消却の事由および消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で償却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、（9）に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

（11）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

【ご参考】

- | | |
|------------------------|------------|
| （1）定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成17年5月18日 |
| （2）定時株主総会の決議日 | 平成17年6月24日 |